

2 金華山・長良川区域

金華山・長良川区域は、都市部における貴重な自然の宝庫として、岐阜市民に親しみ・潤い・安らぎを与えると共に、固有の歴史・文化を背景にした美しい景観を形成しています。

特に、金華山や百々ヶ峰は、シイ・カシ林やシダ類の群落が自生し、本市の象徴的な山として緑豊かな景観を形成しています。

また、長良川は、四季折々、その表情を変えながら市街地の中央部を流れ、水質の良さと併せて、その美しさは全国に誇れるものとなっています。

さらに、本市が目指す長良川の鵜飼のユネスコ無形文化遺産登録に向けた取り組みの結果、1,300年の歴史を誇る「鵜飼漁の技術」が国重要無形民俗文化財に指定されたほか、河岸の鵜飼の里などにおいて形成されてきた伝統的なまちなみや自然と調和された風景をもつこの区域は、金華区域とともに「長良川中流域における岐阜の文化的景観」として国重要文化的景観に選定されています。

また、日本遺産「信長公のおもてなし」が息づく戦国城下町・岐阜」のストーリーでは、金華山・長良川は信長公自慢のおもてなし空間として位置付けられています。

以上により、金華山、百々ヶ峰等の山々と長良川沿いの市街地が一体となり、岐阜市固有の景観が存在する区域を対象として「良好な景観の形成に関する方針」及び「良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項」を定め、良好な景観形成を図るものとします。

1 良好な景観の形成に関する方針

- 金華山、百々ヶ峰等の山々や長良川の美しい自然景観を保全する。
- 金華山、百々ヶ峰等の山々や長良川と市街地とが織りなす美しい眺望景観を保全する。
- 長良川鵜飼等の文化的景観の保全及びそれらと調和した景観を形成する。
- 自然と調和した落ち着いた雰囲気のマちなみ景観を保全・創出する。

2 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

良好な景観の形成のために、下記の建築行為等に対して、形態意匠、色彩、緑化等をはじめとする行為の制限に関する事項を定めます。

(1) 特定届出対象行為

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する行為
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する行為

市は、特定届出対象行為に対して、景観法第 17 条第 1 項の規定に基づき、変更命令を行うことができます。

(2) 届出対象行為

(1) 次に掲げる建築物のいずれかに該当する建築物の新築

- ア 階数(地階を除く。以下この項において同じ。)が 6 以上の建築物
- イ 地上からの高さが 20 メートルを超える建築物
- ウ 延べ面積(地階を除く。以下この項において同じ。)が 3,000 平方メートルを超える建築物

(2) 次に掲げる建築物のいずれかに該当する建築物の増築

- ア 階数が 6 以上の建築物
- イ 地上からの高さが 20 メートルを超える建築物
- ウ 同一敷地内の既存の建築物の延べ面積の合計が 3,000 平方メートル以下である場合において、増築する部分の床面積の合計と当該既存の建築物の延べ面積との合計が 3,000 平方メートルを超える建築物
- エ 同一敷地内の既存の建築物の延べ面積の合計が 3,000 平方メートルを超える場合において、増築する部分の床面積の合計が当該既存の建築物の延べ面積の合計の 10 分の 1 を超え、又は 500 平方メートルを超える建築物

(3) 次に掲げる建築物のいずれかに該当する建築物の改築又は移転

- ア 階数が 6 以上の建築物
- イ 地上からの高さが 20 メートルを超える建築物
- ウ 延べ面積が 3,000 平方メートルを超える建築物
- エ 同一敷地内の既存の建築物の延べ面積の合計が 3,000 平方メートルを超える場合において、改築又は移転する部分の床面積の合計が当該既存の建築物の延べ面積の合計の 10 分の 1 を超え、又は 500 平方メートルを超える建築物

(4) 次に掲げる建築物のいずれかに該当する建築物の外観の過半を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更(以下「修繕等」という。)

- ア 階数が 6 以上の建築物
- イ 地上からの高さが 20 メートルを超える建築物
- ウ 延べ面積の合計が 3,000 平方メートルを超える建築物
- エ 同一敷地内の既存の建築物の延べ面積の合計が 3,000 平方メートルを超える場合において、修繕等をする建築物の延べ面積が当該既存の延べ面積の合計の 10 分の 1 を超え、又は 500 平方メートルを超える建築物

(5) 次に掲げる工作物のいずれかに該当する工作物の新設、改築、若しくは移転又は外観の過半を変更することとなる修繕等

- ア 地上からの高さが 20 メートルを超える工作物
- イ 築造面積が 3,000 平方メートルを超える工作物
- ウ 幅員が 10 メートルを超え、かつ、その延長が 30 メートルを超える橋梁、横断歩道橋、こ線橋その他これらに類する工作物
- エ 地上からの高さが 5 メートルを超える高架道路、高架鉄道その他これらに類する工作物

(6) 次に掲げる工作物のいずれかに該当する工作物の増築

- ア 地上からの高さが 20 メートルを超える工作物（増築後の工作物の高さが地上から 20 メートルを超える場合を含む。）
- イ 増築する部分の築造面積と当該既存の工作物の築造面積との合計が 3,000 平方メートルを超える工作物
- ウ 増築する部分の築造面積が当該既存の工作物の築造面積の 10 分の 1 を超え、又は 500 平方メートルを超える工作物

(7) 鵜飼屋地区(B・C 地区)においては、建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する行為

(8) 鵜飼屋地区(B・C 地区)においては、工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更に関する行為

(9) 第 1 号から第 8 号までの規定にかかわらず、岐阜市風致地区条例(平成 16 年岐阜市条例第 25 号)に基づく許可、協議又は通知を要する行為のうち、同条例第 4 条第 1 号及び第 6 号に該当する行為

市は、届出対象行為に対して、景観法第 16 条第 3 項の規定に基づき、勧告を行うことができます。

(3) 届出対象行為の除外

- 法第 16 条第 7 項各号に規定する届出を要しない行為

【備考：岐阜市景観条例(平成 7 年岐阜市条例第 54 号)第 15 条第 2 項】

景観計画重要区域（金華区域並びに金華山・長良川区域における B 地区及び C 地区に限る。）内における法第 16 条第 7 項第 11 号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 建築物の新築、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等のうち、軽微な行為として市長が指定するもの
- (2) 工作物の新設、増築、改築若しくは移転又は外観を変更することとなる修繕等のうち、軽微な行為として市長が指定するもの
- (3) 道路その他の公共の場所から容易に見ることができない場所における行為
- (4) 前項第 7 号又は第 8 号に掲げる行為

(4) 景観形成基準

次に掲げる基準を行為の制限に関する景観形成基準とします。

1) 指導助言基準

項 目		景観形成基準
基本事項	調和	●建築物等が立地する場所の地形、歴史、文化的環境と安全で快適な環境づくりを踏まえ、中遠景や周辺のまちなみと調和した形態意匠、色彩、規模、配置とする。 ●個別の建築物等については、まとまりのある形態意匠とし、同一敷地内の複数の建築物等についても景観上の共通性、類似性を取り込んだまとまりのあるものとする。 ●公共公益施設や大規模な事業の実施にあたっては、周辺景観と調和し、本区域の魅力向上に寄与するような形態意匠、色彩とする。 ●長良川や金華山、百々ヶ峰の美しい自然景観を阻害しない高さとする。
	眺望等	●建築物等の配置は、主要な眺望点※から眺める長良川、金華山、岐阜城、百々ヶ峰への見通しを極力確保する。 ●建築物等の形態意匠、色彩は、主要な眺望点から長良川、金華山、岐阜城、百々ヶ峰を眺める景色に調和させる。 ●外部設備や屋上設備等の建築設備や屋上階段等は、極力目立たない形態意匠、色彩、配置、又は目かくしにより眺望景観に配慮する。 ※主要な眺望点：図8(主要な眺望点位置図)
	維持管理	●建築物等を適正に維持管理する。
建築物・工作物の形態意匠	屋根形状	●周辺景観やまちなみと調和した屋根形状とし、スカイラインの統一を図る。
	外壁	●長大な外壁面は、長良川や金華山等周辺の景観に調和するよう、適度に分節し、開口部の設置や壁面の段差等の変化、色彩の変化等により圧迫感を与えないようにする。
	誘目性	●過度に人の目を引きつける動物や植物等のイメージを用いた形態意匠は控える。 ●自動販売機に過度に誘目性の高い外装部への絵、写真その他これらに類するものの書き込み、貼り付け等で周辺の景観やまちなみを乱さないようにする。
	ファサード	●外壁がない立体駐車場は、ルーバー等の設置、樹木、生垣等の緑を配置することにより、構造物のうち道路に面する部分の過半が直接露出しないように修景する。 ●ベランダ等は、手摺壁の形態意匠等に工夫し、洗濯物等がなるべく通りから見えないようにする。
	屋外階段	●屋外階段やバルコニー等は、建築物等と一体的な形態意匠、色彩としたり、ルーバー等の目かくしにより修景する。
	外部設備	●外部設備や屋上設備(空調室外機、水タンクなど)は露出しないようにする。やむを得ず露出する場合は、金華山等の眺望に配慮や配置を工夫したり、格子等による目かくしや緑化等により修景する。
	鉄柱・鉄塔	●携帯電話用アンテナ及びその柱等は集約化し、シンプルなものとするとともに、主要な通りや主要な眺望点から極力望見できない形態意匠、配置とする。
	道路附帯施設等	●バス停上屋(シェルター)、サイン等は、周辺景観に調和した形態意匠とする。

項 目		景観形成基準
建築物・工作物の色彩	基調色	●周辺の景観との調和を保つよう、基調となる色彩は、蛍光色は避け無彩色及び茶系統の彩度の低い、つやのない落ち着いた色彩とする。やむを得ず彩度の高い色彩を利用する場合は、面積を抑え、効果的な使い方をとする。 ●建築物の屋根は、低彩度及び低明度を基調とする。 ●基調となる色彩は、色相がR、Y R、Y系は彩度4以下、それ以外の色相は彩度2以下とする。ただし、建築物等の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分又は建築物の外壁面の20%未満の範囲で着色される部分の色彩については、この限りでない。 ●送電又は送信のための鉄塔・鉄柱（建築物等に附属する携帯電話用アンテナは除く）については、空が背景となる場合は無彩色の明度5.5から8程度とし、金華山等の山が背景となる場合は、落ち着いたY R系の色相を用いる。 ●建築物等に附属する携帯電話用アンテナを外壁面に設置する場合は、外壁の色彩と調和させ、上空に突出する部分については、上記と同様とする。 ●その他工作物などについては、自然景観及び眺望景観に配慮し、周辺の景観に調和するものとする。
	アクセントカラー等	●使用する色彩や量は相互に調和する配色となるようバランスをとる。 ●コーポレートカラーやイメージカラー等は、彩度の高い色彩を大きな面積で用いることを避ける。
	色数	●使用する色数はできる限り少なくする。
	配色調和	●使用する色彩は、敷地内の個々の建築物等と調和させ、バランスのとれた配色とする。
配置外構	連続性	●平面駐車場等について、まちなみの連続性に配慮し、門、塀等を設置する。
	附属建築物	●建築設備や駐車場、駐輪場、ゴミ集積所等は、極力建築物と一体化した形態とし、通りやその他の公共の場所から見えないようにする。やむを得ず見える場所に配置する場合は、目かくしや緑化等により修景する。
	自動販売機	●自動販売機を設置する場合は、建築物等との一体化や周辺の景観とまちなみに調和するよう工夫する。
素材	耐久性	●経年変化に耐え、汚れが目立たない素材を使用する。
	維持管理	●清掃等の維持管理のしやすい素材を使用する。
	質感	●木材、石、日本瓦等の伝統的な素材及び格子などのデザインを積極的に取り入れる。 ●建具は木製又は落ち着いた色のカラーサッシ又はこれに類するものとする。
	光沢性	●金属やガラス等の光沢性のある素材を大きな面積で用いる場合には、周辺景観と調和させるようにする。
緑化	全体構成	●樹種、樹高、樹姿、緑量、植栽位置、植栽手法等について周辺に合わせた緑化とする。
	配置	●敷地内には、低・中・高木を適切に配置する。
	緑量	●市域全域において届出対象行為となる建築物の敷地内には、原則として敷地面積から建築面積及び築造面積を除いた面積に対する緑地面積の割合が10分の1以上となるよう緑地面積を確保する。
	樹種	●推奨種を用いる。 ●社寺林や保存樹、既存樹林等を保全する。
	季節感	●季節を感じることができるような植栽を行う。
	維持管理	●敷地内の緑化推進、既存樹木の保存、育成及び適切な維持管理を行う。
照明	光量・色彩・方向	●岐阜城（金華山）、長良川の夜間景観を損なうような過度な明るさやげばげばしい色彩の照明を用いない。 ●露出したネオン管、レーザー光線、LEDによる映像等の過度な照明は設置しない。 ●千鳥橋から金華橋までの長良川流域では、鵜飼実施の際、消灯、遮光する。
	点滅	●華美なネオンやげばげばしく点滅する照明は設置しない。
橋梁・水門等	全体構成	●周辺の景観に配慮した形態意匠、色彩とする。
	設備管等	●排水管等は目立たない位置に設ける。
	照明灯等	●照明灯、欄干、ゲート、支柱、床仕上げ材等は、自然景観や連続性に配慮した形態意匠、色彩とする。
仮設物等	形態・色彩等	●仮囲い等の工事用仮設物や仮設建築物などは、歩行者の安全に配慮するとともに、良好な景観を損なわないような、形態意匠、色彩、配置とする。

〔 図 8 主要な眺望点位置図 〕



■主要な眺望点からの眺め

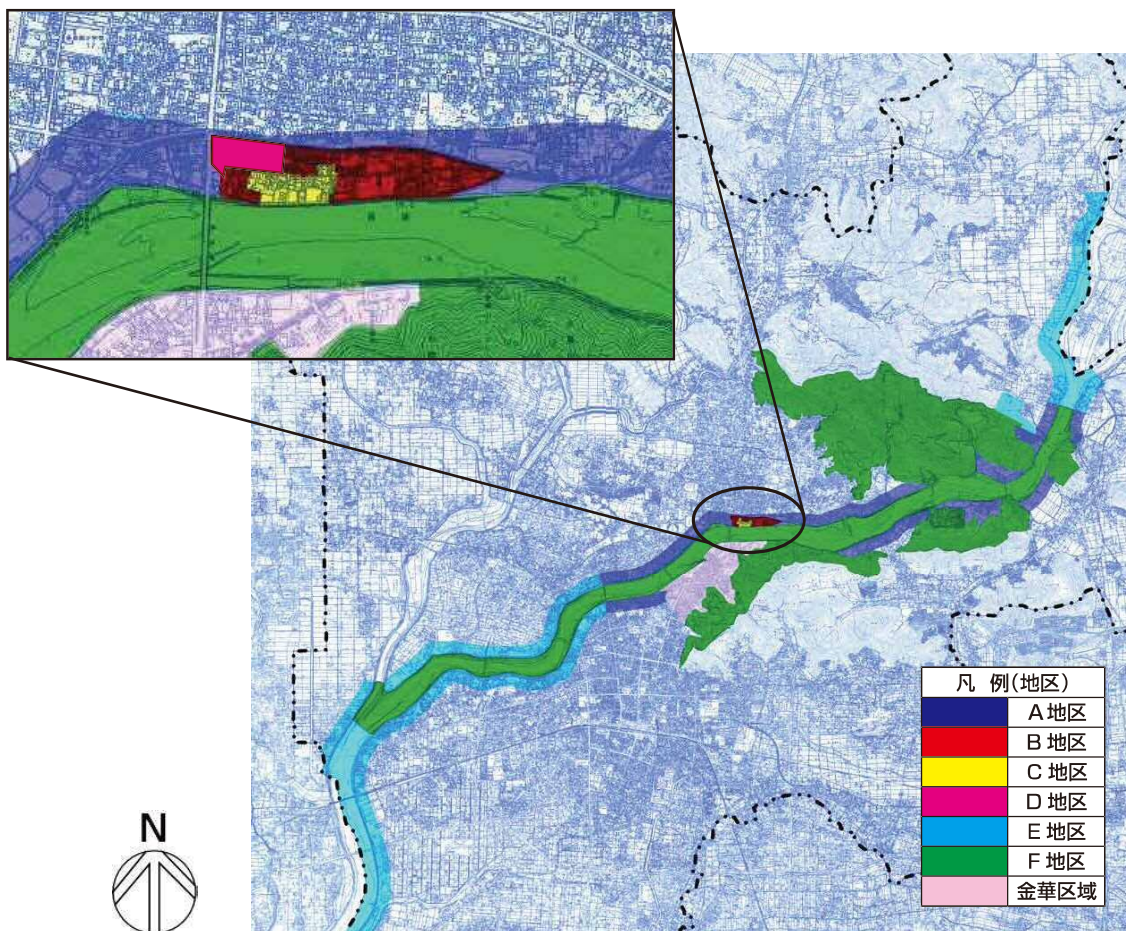


2) 勧告基準

金華山・長良川区域ゾーン図〔図 9〕ごとに勧告基準を定めます。

項 目	景観形成基準					
地区名	A 地区	B 地区	C 地区	D 地区	E 地区	F 地区
基本事項	●建築物前面（道路側）において、異質な形態意匠、色彩、素材を用いる等、外壁のデザインの統一感を妨げ、不調和となるとき。 ●自然資源や歴史・文化的資源の近傍やその周辺において、異質な形態意匠、色彩、素材、規模、配置とする等、良好な眺望景観を阻害するとき。 ●きらびやかなネオンサイン、光源が点滅し、又は移動する照明、サーチライト、レーザー光線等過度に明るい照明設備を設置したとき。					
建築物等の高さ	建築物等の高さが 34m を超えるとき。 上記について、階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が当該建築物の建築面積の 8 分の 1 以内の場合においては、その部分の高さは、2m までは、当該建築物の高さに参入しない。 第 1 種低層住居専用地域内は、その制限による。	建築物等の高さが 20m を超えるとき。	建築物等の高さが 10m を超えるとき。	長良南町地区地区計画の制限による。	—	風致地区の制限による。
緑化	地階を除く階数が 6 階以上若しくは地上からの高さが 20m を超える又は延べ面積（地階を除く各階の床面積の合計）が 3,000 ㎡を超える建築物の新築、増築、改築または移転をするとき、敷地面積から建築面積及び築造面積を除いた面積に対する緑地面積の割合が 10 分の 1 未満となるとき。 ただし、岐阜市景観審議会の意見を聴いて、市長が認めるときは、この限りでない。					風致地区の制限による。

〔 図 9 金華山・長良川区域ゾーン図 〕



3)変更命令基準

項 目	景観形成基準
建築物・ 工作物の 色彩	●基調となる色彩が、色相が R、Y R、Y 系は彩度 4、それ以外の色相は彩度 2 より高いとき。ただし、建築物等の着色していない木材、土壁、ガラス等の材料によって仕上げられる部分又は建築物の外壁面の 20%未満の範囲で着色される部分の色彩については、この限りでない。

4)その他

本計画施行の際、現に存する建築物等又は既に建築等若しくは建設等の工事中の建築物等が景観形成基準に適合しない場合は、市長が別に定めるものとする。

(5) 特例措置

市長が岐阜市景観審議会の意見を聴いて、公益上やむを得ないと認めた建築物等については、行為の制限の対象外とします。